



「アジアの社会遺産と地域再生手法」公開講演会報告

上野 正也

2021年2月1日、「アジアの社会遺産と地域再生手法」グループでは、オンラインにて公開講演会を開催した。講師に横浜市立大学グローバル都市協力研究センター特任助教(当時)の藤岡麻理子氏を迎え、「台湾における都市の歴史的環境保全」と題した講演と参加者による意見交換を実施した。

初めに、台湾における歴史的環境保全に関する取り組みとして、文化財保護行政と都市計画行政といった2つのアプローチについて解説があった。まず、文化財保護行政についてであるが、1982年に「文化資産保存法」が制定され、以降、台湾における文化財保護行政が始まったとされる。その後、日本でいうところの重要文化財のような古蹟の指定、また、歴史建築や記念建築といった登録文化財に類する仕組みが導入されていった。一方、日本の伝統的建造物群保存地区のような、いわゆる面的な保全に関しては、「集落建築群(2016年)」というカテゴリーの設置を待つこととなる。このほか、文化財保護関連では「文化景観」というカテゴリーが2005年に設置されている。これは、日本における「文化的景観(2005年文化財保護法の一部改正)」とも時期や内容が近しいものでありながら、そこには産業遺産なども含まれるなど、日本よりも広い範囲を対象としているという。

次に、都市計画法に基づいた歴史的環境保全について解説がなされた。台湾では、都市計画制度である「土地使用分区」というゾーニング制度にて、住宅、商業、工業の3区分に加え地区の特性に合わせて特定専用区を設定できるようになっている。さらに、6つの直轄市と中央政府においては、条例で土地利用をより詳細に定めることができ、住・商・工以外にもさまざまな区分を設定できるようになっている。これらの制度をもとに、歴史的環境の保全に向けて「保存区」や「特定専用区」が設定され土地利用がコントロールされている。ただし、保全を目的とした特定専用区に関しては、規制が厳しいこともあり、地域の理解を得られにくい状況にあり、事例の広がりはみられて

いないという。

これら文化財保護行政と都市計画行政の関わりを整理すると、文化資産保存法に基づく「集落建築群」に指定・登録されると、都市計画上は「特定専用区」に指定することが可能となる。こうすることで、歴史的価値の保存とともに今も現役で使われているような地区を活かしていくに際して適した手法となっているようだ。一方、建物単体を古蹟指定することで、周辺も含めて環境保全を行なっていく手法がある。台湾では古蹟を指定すると保存区を設定できるようになっており、都市計画上の保存区と連動する形となる。こうすることで、容積移転の出し地にもなりうることから、結果として面的な保全へつながっていくという。

以上のように、文化財保護行政と都市計画行政の2つの視点及び関係性が解説されたのち、台南市の事例に関する報告がなされた。

台南市は、17世紀にオランダの入植があった他、日本統治時代を経て古い建物が残っている都市である。また、2024年に建城400年を迎える古都であることから、歴史的建造物が多数残っている「歴史的街区」が多く現存している。一方で、先に触れた、集落建築群や特定専用区の指定はされておらず、2000年代に入ると、それら歴史的な建物が空き家化し、取り壊される状況にあった。その結果、市民から残していきたいという声も多く聞かれるようになったという。

以上から2012年に台南市は「台南市歴史街区振興自治条例(文化局管轄)」を制定し、歴史街区と歴史老屋の保存再生を通じた歴史街区の活性化や、景観の再建、文化創意産業の推進による地元経済の活性化を目指した。

この条例のもと、市内4つの都市で「歴史街区振興計画」が策定されている。ここでは、価値認定から歴史老屋の特定、景観評価が行われ、それら建物が多く集まっている範囲が対象として設定される。それを経て、街区保存に向けた戦略やアクションプランが

策定される。そして、歴史街区内の街路整備や景観コントロールが行われていくこととなる。特徴的な点としては、範囲設定に際して、地域の要望や実情に合わせて、複数設定されるなど弾力的な運用がなされていることが挙げられる。また、保全対象は、有形無形の文化資産(伝統産業や古蹟・歴史建築、街路・水路等)など、総合的に地域資源が捉えられており、一体的な保全が目指されている点も特徴である。

このほか、歴史老屋の修繕や、文化創意産業が店舗・事業所等で使用する際の賃料に対して補助を行う「歴史街区振興補助」事業も展開されており、歴史老屋のリノベーションが進み、私有の歴史的建造物の保存活用が図られてきた。

このような、台南市の取り組みを追うように、中央政府の方でも「文化部私有老建築保存再生計画」が立案され、私有の老建築の修繕等への補助を行うに至っているという。

以上の講演を受けて質疑応答がなされた。そこでは、歴史保全において、台湾ではどこに価値を見出しているのか、という質疑に始まり、日本と台湾の歴史環境保全に関する差異について意見交換が行われた。

今回は、制度に着目し、積極的かつ柔軟で総合的な施策展開を進める台湾の取り組みを事例として、地域再生手法について学ぶ機会を得た。一方、これら都市の歴史保全の制度設計に際しては、日本の取り組みを参考しているとの報告もあった。そう言ったことを踏まえると、これら事例を逆輸入的に受け止め、さらなる地域再生手法の発展へと結びつけていくこ

とが求められるといえる。よって、今後もアジア諸都市の地域再生手法に関する公開講演会を開催し、知見を広げていく。

(研究分担者 神奈川大学 工学部特別助教)



代表的な老街「神農老街」の様子：藤岡氏提供



店舗として使われている老屋内部の様子：藤岡氏提供